低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に ついてのお知らせ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)とは、低所得の子育て世帯 の生活を支援するための給付金です。支給対象者となる方は、以下の通り申請手続きをしてください。

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ●支給対象者

②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていな

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したなど、収入が児童扶養手当を受給し ている方と同じ水準となっている方

支給対象者①の方 4月下旬に支給済みです ●支 給 時 期

支給対象者②の方 支給対象者③の方 申請後、速やかに支給します

●支 給 額 対象児童1人につき5万円

●申請方法 支給対象者①の方 申請手続きは不要です。

支給対象者②の方 支給対象者③の方 申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに役場健康

こども課窓口に提出してください。

令和4年2月28日(月) ●申請期限

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係四482-2935(課直通)

ご存じですか?

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な中山間地域で耕作する農業者が参加する「集落」に対して 国、道、町がそれぞれの負担率で直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図るものです。山間部などの農 地・農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産活動や豊かな暮 らしが守られています。しかし平地に比べて農業生産条件が不利なことから担い手の減少が進み、耕作放棄の増加 が懸念され、多面的機能が失われることが課題となっています。中山間地域での適切な農業生産活動が継続される ように支援することによって、農村の持つ多面的機能の確保が図られます。

平成12年度から実施されている本制度は、令和2年度から第5期対策が始まっています。交付金は協定に参加す る農業者の皆さんによる話し合いに基づき、地域農業の継続や多面的機能の増進を図るためのさまざまな活動に充 てられています。令和2年度に行われた共同取組活動の内容を皆さんにお知らせします。

令和2年度の

集落名/弟子屈町弟子屈集落

交付対象面積/75,380,892㎡

協定参加者数/農家113戸

交付金総額/1億1,307万1,338円(交付単価1.5円/㎡)

共同取組活動費/8.154万5.045円 個人配分/3,152万6,293円

【実施した主な共同取組活動】

- 良質粗飼料と収量向上のための草地改良費助成(3,514万1,938円)
- 地場産PR、町民還元牛乳の配布(41万6.920円)
- 鳥獣害捕獲奨励金助成 (143万310円)
- 公共牧場の利用促進、牛の環境改善のための設備整備(503万8,946円)
- ●農村景観整備のためのヒマワリ畑の設置や花壇整備費(335万2.970円)
- 牛・馬への予防接種実施(858万9,171円)
- 酪農ヘルパー利用助成 (280万円)
- ●体験牧場での学習経費(39万円)
- 廃プラスチック適正処理助成(103万5,253円)



実施状況は弟子屈町公式ホームページ「農業」のページでもご紹介していますので、ご参照ください。 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/norinka/3/2/tyuusankan.html

問い合わせ先/役場農林課農政係四482-2936(課直通)

童手当を受給している方へ

6月分以降の児童手当を 受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同 一関係など)を満たしているかどうかを確認するために重要なものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の用紙は6月1日に発送しますので、お手元に届きましたら印鑑と受給者の保険証(国民健康保険証の場合 は不要)をお持ちの上、期日までに提出してください。

- ▶提出場所/役場健康こども課こども支援係・川湯支所(受付時間/土・日曜日、祝日を除く8時45分~17時30分)
- ▶提出期限/6月30日休



育て助成制度を紹介

150,000円分の商品券を贈呈!

赤ちゃんすくすく応援事業

弟子屈町にお住まいの1歳未満のお子さん 1 人につき150,000円分の商品券を交付しま す。町内の指定された店舗で、子育て用品を買 うときに使うことができます。



保育料、給食費を**半額補助!** 子育てしながらでも働ける!

保育料助成制度

町内の保育園やこども園に通っているお子さん の保育料と給食費の半額を町が負担します。4月 ~9月分を前期分、10月~翌年3月分を後期分と して、一年に2回行っています。



※保育料と給食費を負担されている保護者が対象です。

お店でカードを見せるだけ! 素敵な特典がいっぱい!

お店でカードを見せるだけで値引きや無料サー ビスが受けられます。北海道と共同で実施してい るもので、妊娠中の方、もしくは小学生までのお子 さんがいる世帯に無料で交付されます。



お子さんの医療費の 自己負担分を商品券で還元!

医療費助成事業(フレカ)

高校生以下のお子さんが対象です。2年以内の 領収書であれば還元できます!1円につき1ポイ ント付与で500ポイントごとに500円相当の金券を 発行します。町内登録加盟店で利用可能です。



ご不明な点についてはお気軽にお問い合わせください。 詳しくは町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係☎482-2935(課直通)